

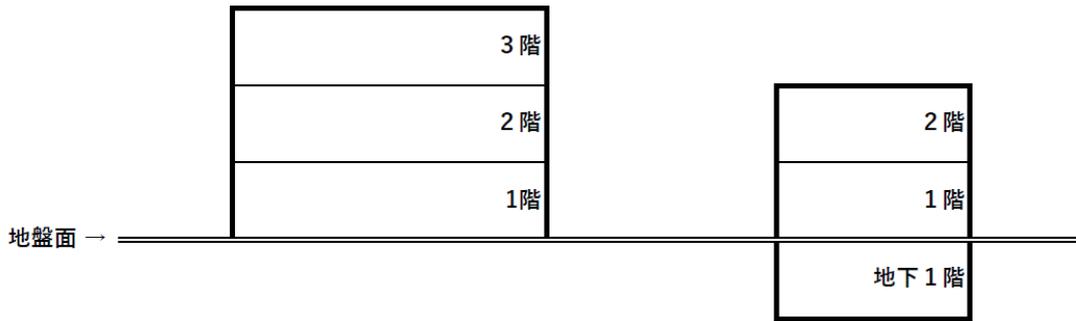
中間検査対象建築物

○中間検査対象建築物(1)

地階を除く階数が3以上で、かつ延べ面積500平方メートルを超える建築物および階数が3以上で延べ面積が50平方メートルを超え、「住宅等」の用途を有するもの

・地階を除く階数が3以上で
かつ延べ面積が500平方メートルを超える建築物

・階数が3以上で
延べ面積が50平方メートルを超え
「住宅等」の用途を有するもの



※住宅等とは
一戸建て住宅・兼用住宅・長屋・
共同住宅・寄宿舎の用途の建築物

○中間検査対象建築物(2)

中間検査対象建築物(1)以外の建築物で延べ面積が50平方メートルを超えるもの

○中間検査対象建築物(3)

中間検査対象建築物(1)または(2)に掲げる建築物以外の建築物で下記に該当するもの。

- ・建築基準法第43条第2項2号の規定による許可を受けたもの
- ・建築基準法第53条第4項の規定による許可を受けたもの
- ・建築基準法第86条第2項の規定による認定を受けたもの

○中間検査対象建築物(4)

階数が3以上である共同住宅(延べ面積50平方メートル以下)